

議案第5号

新座市立集会所条例の一部を改正する条例

新座市立集会所条例（平成4年新座市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
道場集会所	新座市道場一丁目 13番53号	道場一丁目集会所	新座市道場一丁目 13番55号
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

道場一丁目集会所の名称及び位置を変更したいので、この案を提出するものである。